

平成30年 6 月20日

門真市議会議長

佐藤 親太 様

総務建設常任委員会

委員長 岡本 宗城

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第33号 大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について
- 2 議案第35号 門真市税条例等の一部改正について
- 3 議案第36号 平成30年度門真市一般会計補正予算（第2号）中、所管事項

審査日：平成30年6月12日（火）

○議案第33号 大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について

（議案の内容）

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町及び岬町に係る水道事業の経営に関する事務を追加することについて関係市町村と協議を行う。

（主な質疑と答弁）

問	大阪広域水道企業団設立に至るまでの経過は。
答	効率的な事業運営を行う府域一水道の実現を目指し、大阪市を除く42市町村を構成とした一部事務組合による大阪広域水道企業団を設立し、23年4月1日から旧大阪府水道部の水道用水供給事業及び工業用水事業を継承し、事業が開始された。
問	同企業団のこれまでの事業統合の経過は。
答	25年5月、大阪市議会へ統合案が提案されたものの、否決となり、現在大阪市との統合協議は一旦中止となっている。 その後の事業統合としては、29年4月1日に、四條畷市・太子町・千早赤阪村の3団体との統合がなされ、また、今般の規約変更において、31年4月1日に泉南市を初めとした6団体、36年4月1日には能勢町の1団体が加わることにより、全10団体となる予定である。
問	事業統合の具体的な内容は。
答	経営に関する事項では、市町村水道事業が保有している資産、負債及び資本が全て企業団に継承されるが、用水供給事業会計と市町村末端給水事業会計の経理については、府域一水道の実現まで区分される。 事業運営体制では、統合後の事業運営に支障が出ないように当面は統合団体の現行体制を基本としている。 また、総務関係業務、施設整備及び維持管理業務等については、可能なものから一元化及び外部委託化を図っている。 危機管理や水質管理についても、同企業団全体での対応による事業運営がなされている。
問	今回の事業統合による本市への影響は。
答	企業団における用水供給事業と市町村末端給水事業の経理は府域一水道まで区分することとしており、負担区分が明確にされているため本市への影響は生じないものと考えている。
問	同企業団議会において議論されている議員定数問題の経過は。
答	まず23年4月の同企業団発足当時においては、改正前の地方公営企業法の規定により、議員定数30人を上限としていた。 その後、四條畷市・太子町・千早赤阪村の3団体の統合協議の際に議論がなされ、統合団体に優先的に議席を配分するため、29年4月より33人に変更された。 しかしながら、統合のたびに定数が増加するのは時代にそぐわない、抜本的な検討が必要

という指摘もあり、今般での新たな7団体の統合に当たって、30人とする企業団案が示され、29年5月に首長総意により、企業団議会へ提案された。その後、議長団の調整案が提示されるなどの協議がされたが、全ての構成団体の了承を得られなかったものと聞いている。

また、全ての議会に議席配分を求める請願書が提出されるなどの状況を受け、今後の対応について30年1月の首長会議において協議をされた結果、今般の規約変更については7団体との事業統合に関する部分のみとし、議員定数に関しては議論を重ねていく必要があるとされ、引き続き協議されていくものと聞いている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第35号 門真市税条例等の一部改正について

(議案の内容)

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、大法人の市民税に係る電子申告の義務化等についての所要の規定整備並びに市たばこ税における税率の引上げ及び加熱式たばこの課税方式の見直しを行うとともに、固定資産税の課税標準の特例割合を定める。

(主な質疑と答弁)

問 基礎控除増額の趣旨と市民への影響は。

答 働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、さまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から、給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除へ10万円を振りかえるものである。

これに伴い給与所得者等の税負担は増加しないが、給与収入換算で要件等が変わらないように住民税の非課税限度額における基準額等を10万円引き上げる規定整備を行うものである。

問 市たばこ税増税の概要は。

答 高齢化の進展による社会保障関係経費の増加等があり、安定的な財源確保の観点等から、たばこ税の引き上げを行うものである。消費者等への影響、市民の健康増進の観点などを総合的に勘案し段階的に実施する。

また、加熱式たばこについては、喫煙用の製造たばこの区分として、新たに加熱式たばこの区分を創設する。紙巻きたばこの本数への換算方法については、重量と価格を紙巻たばこの本数に換算する方式とし、30年10月1日から段階的に実施する。

問 中小企業者等が取得した先端設備に係る地域決定型地方税制特別措置の概要は。

答 生産性向上特別措置法に規定する市町村の導入促進基本計画に基づき行われた中小企業者等の一定の設備投資について、固定資産税の特別措置を講じるものである。

また、本市においても中小企業の設備投資を後押しする考えから、その課税標準を最初の3年間はゼロとするものである。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第36号 平成30年度門真市一般会計補正予算（第2号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ656万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ555億5656万3000円とする。

また、債務負担行為の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳入：地方創生推進交付金減額分 △3114万8000円】

問	地方創生推進交付金申請の新規事業が不採択となったことについて、市の見解は。
答	29年度より実施している既存事業2件に加え、新たに新規事業3件を追加し5件の交付金申請を行ったが、既存事業の2件のみ一部拡充の上採択された。 交付金の積極的な活用を目指し、交付金交付要綱の趣旨に沿って選定した事業について、国の担当者との度重なる事前調整を行った上で申請を行い、また、厳しい財政状況の中、人口減少対策に資する事業に対する財源確保に向けて、積極的に事業構築及び交付金申請に取り組んだものであり、新規事業の不採択の結果は残念である。 しかし、既存事業の一部拡充が認められたこと、また、採択事業のない市町村もあることから、一層の活用に向け、今後も引き続き検討する必要があると考える。
問	同交付金が不採択となった具体的な理由は。
答	目指す将来像及び課題の設定等の合理性、自立性、官民協働、地域間連携等について不十分との端的な明示にとどまり、本市が申請した事業に係る具体の不採択理由は示されていない。
問	第2回の募集において、不採択事業の再申請は可能か。
答	3月交付決定の第1回と、8月交付決定の第2回の交付金申請が可能である。 第2回の申請については、第1回で既に申請した事業も申請可能だが、同じ事業内容では交付対象とならない可能性が高いと考えている。
問	地方創生関連の交付金について、今後の市の取り組みは。
答	30年度には、地方創生推進交付金事業2件に加え、企業版ふるさと納税制度に係る地域再生計画について2件の認定を受けたところである。 地方創生関連制度については、国においても毎年さまざまな変更がされており、今後においても、制度の動向を注視しながら、引き続き、最大限活用できるよう取り組んでいく。

（その他の質疑項目）・交付金制度に対する改善の要望について など

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

平成30年6月20日

門真市議会議長

佐藤 親太 様

民生常任委員会

委員長 土山 重樹

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について）
- 2 議案第32号 門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館の指定管理者の指定の一部変更について
- 3 議案第36号 平成30年度門真市一般会計補正予算（第2号）中、所管事項

審査日：平成30年6月13日（水）

○議案第32号 門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館の指定管理者の指定の一部変更について

（議案の内容）

平成25年12月19日門真市議会第4回定例会において議決のあった門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館の指定管理者の指定について、指定する期間「平成26年4月1日から平成31年3月31日まで」を「平成26年4月1日から平成32年3月31日まで」に改める。

（主な質疑と答弁）

問	現指定管理者を1年間延長するメリットは。
答	現指定管理者の過去5年間の経験に基づいたノウハウにより、改修工事期間中におけるイレギュラーな施設運営に対処が可能なことに加え、改修工事業者等に対する専門的な対応を含め、相互に連携が強化できる。 また、工期が32年2月末までの予定としていることから、32年4月のリニューアルオープンまでの1カ月間において施設の運営や事務の引き継ぎ等、スムーズな移行が図られることで、市民サービスの向上につながるメリットがある。
問	改修工事業者等に対する専門的な対応とは。
答	既設の舞台機能等並びに新たに取付けた機器等の動作チェック等においては専門性が高いと考えている。
問	ルミエールホール休館中のソフト面における指定管理者の役割は。
答	ルミエールホールが本市の文化芸術振興の拠点、とりわけ地域文化振興のハブ機能拠点の管理運営に携わる立場から、市の文化芸術振興のための協働パートナーとしての役割を募集要項や仕様書などで求めている。 また、32年度分の予約を中塚荘等で受付してもらう。
問	市の文化芸術振興のための協働パートナーとしての具体の役割は。
答	指定事業として市文化祭を、委託事業としてまちかどまちなかコンサートを企画運営・開催している。 特に市文化祭については、指定管理者に市文化祭実行委員会の事務局的な役割を課しており、ルミエールホール休館中は、他の施設を活用する中での企画運営・開催となることからこれまでのノウハウを生かして市民や団体への対応をしてもらう必要がある。
問	ルミエールホール利用の障がい者・児に対し、施設整備面での配慮は。
答	引き続き配慮していく。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第36号 平成30年度門真市一般会計予算（第2号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ656万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ555億5656万3000円とする。

また、債務負担行為の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：一般ごみ収集運搬事業

一般ごみ収集業務委託料追加分 989万7000円

債務負担行為：一般ごみ等収集業務委託（13） 限度額 1億9792万7000円】

問 一般ごみ収集運搬事業に係る補正予算の概要は。

答 30年4月の人事異動で、クリーンセンター業務課の職員が5人異動したことに加え、1人退職したことにより、一般ごみ収集車2台分の業務に必要な職員6人が欠員となったことから、現在は非常勤嘱託職員等にて対応している。

恒常的な安全性の確保及び職員の負担軽減のため、欠員が6人以上となった時点で委託を行ってきていることから、新たに2台分の委託料を増額するものである。

問 同事業における委託率は。

答 定曜日の一般ごみ収集は、約63.6%の委託率であり、今回の収集業務委託2台分の追加により、約72.7%の委託率となる。

問 委託率が約72.7%になったことに伴う災害発生時への影響は。

答 27年度より委託業者全者と災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書を締結しており、迅速かつ的確な対応が確保されている。加えて、臨時ごみや粗大ごみ収集等に従事する職員とともに対応をしていくものである。

【歳入：地方創生推進交付金減額分 △800万1000円】

問 ふるさと門真まつりの事業費700万円のうち、350万円を交付金申請し不採択となったが、今後の財源確保策は。

答 30年度ふるさと納税で同事業への寄附額を充当することとしている。

問 校区門真まつりや地域での盆踊り大会等、多くのまつりが市内でにぎやかに行われているが、毎年700万円もの支出を伴うふるさと門真まつりを来年も継続するつもりなのか。

答 全市民を対象としたまつりを実施することで、市民のふるさと意識が高まり、本市の課題である定住性を高め、人口減少の歯どめの一助となる。また、定住人口だけでなく、近隣市からのまつりへの参加者が本市へ流入することにより、交流人口がふえ、まちのにぎわい、魅力を創出することにつながるものと考えており、今後も継続した実施を考えている。

問 財源確保策について検討する必要があると考えるが市の見解は。

答 現在のところ、実行委員会においては同まつり開催のための寄附集めは実施しないとの結論であるが、同まつりに対して寄附協力の申し出があることも踏まえ、今後においては、財源確保の観点から実行委員会が企業等に寄附を募ることも含め、実行委員会に提案していくことを考えている。

問 今後は、低予算で同まつりを開催する工夫が必須であり、市内企業への協力依頼や寄附集めを

市長自ら行うなどの努力が必要と考えるが市長の見解は。

〔答〕 市の財政を鑑み、加えて市の機運向上のために、トップセールスを行うことはやぶさかではないが、積極的な寄附集めを実施しないことが決定されている実行委員会の意向に沿う形で行動していきたい。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で可決

このほか、承認第4号は、理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決した。

平成30年6月20日

門真市議会議長

佐藤 親太 様

文教こども常任委員会

委員長 松本 京子

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記議案については、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第36号 平成30年度門真市一般会計補正予算（第2号）中、所管事項

審査日：平成30年6月14日（木）

○議案第36号 平成30年度門真市一般会計補正予算（第2号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ656万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ555億5656万3000円とする。

また、債務負担行為の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳入：地方創生推進交付金減額分 △738万3000円
子どもの貧困緊急対策事業費補助金 733万6000円】

問	子どもの未来応援ネットワーク事業に係る交付金の予算減額の概要は。
答	府のモデル事業として実施している同事業は、委託期間が30年7月までとなっており、8月以降も本事業の継続的な実施に向けた財源確保のため、地方創生推進交付金を国に申請し協議していたが、不採択となったため、歳入予算にて減額計上をしている。
問	子どもの貧困緊急対策事業費補助金を計上した経過は。
答	府が30年度に創設した同補助金について、30年度4月以降、事前協議を行ってきたところ、同事業の趣旨や内容等が対象となることが確認できたことから、不採択となった地方創生推進交付金の財源を補完するため、歳入予算にて追加計上をしている。
問	本市における同事業の取り組みが新聞掲載されるなど注目されているが、現在の子どもの未来応援団員の登録数及び取り組み状況は。
答	同未来応援団員の登録者数は、30年6月6日現在で874名となっており、当初目標である600人を大幅に超え、地域の人々の子どもへの関心の高さが伺える結果となっている。 さらに多くの子どものシグナルをキャッチする必要があると考え、家庭以外で子どもが多くの時間を過ごす保育園や放課後児童クラブの協力を呼びかけた結果、多くの園及び児童クラブから応援団員養成研修実施の依頼を受けている。 また、連携している複数の企業において子どもの見守りを実施してもらっており、今後も、引き続き、他の企業にも呼びかけていくことを考えている。
問	これまでに子どもの未来応援チームが着手したケース数は。
答	30年6月6日現在で68ケースである。同応援団員からの情報も増加傾向にあり、事業実施から9カ月が経過して徐々にではあるが、地域で子どもを見守る風土が醸成されてきていることを実感している。
問	子どもの貧困対策として、重要である同事業の来年度以降の方向性は。
答	子どもの貧困問題、特に相対的貧困は表面化しにくく、支援が必要でありながら見過ごされている子ども等がまだ多く潜在していると考えられる。 このことから、同事業を継続的かつ長期的に実施していく必要があると考えており、来年度以降も、事業展開が図れるよう、財源確保等を含め、関係部署と協議を進めていく。

【歳出：めざせ世界へはばたけ事業 △288万8000円】

問 めざせ世界へはばたけ事業に係る交付金の予算減額の概要は。

答 30年度地方創生推進交付金において、同事業を含む子ども関係の3事業を門真の子どもの夢と希望プロジェクトとしてパッケージ化し、交付金申請をしたが、不採択となったため、歳入予算にて減額計上をしている。

問 今後、同事業は一般財源による対応となるのか。

答 ふるさと納税を活用することとしている。29年度においては、29年12月から30年3月までの間に28件、61万5000円の寄附を受けており、同事業に充当している。

また、今後については、新たに制度改正された大阪府の新子育て支援交付金等の活用も含め、特定財源の確保に努めていく。

(その他の質疑項目)・子ども未来応援ネットワークモデル事業の報告書の内容について

- ・中学校英語プレゼンテーションコンテストにおける奨励賞受賞者に対する支援について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決